

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第98号

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則

京都市旅費条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「命ぜられた」を「命じられた」に、「退職もしくは」を「退職し、若しくは」に、「または」を「又は」に、「すでに」を「既に」に、「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「払いもどし手続をとった」を「払戻しの手続を取った」に、「払いもどしを」を「払戻しを」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「命ぜられた」を「命じられた」に、「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「または」を「又は」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同項第2号中「日当及び」及び「日数及び」を削り、「払いもどし」を「払戻し」に、「応ずる」を「応じた」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に、「証明するにたる」を「証する」に改める。

第14条中「こえる」を「超える」に改め、「または1級」を削る。

第15条及び第16条を削る。

第17条中「命ぜられた」を「命じられた」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第18条を削る。

第19条中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条を第16条とする。

第20条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「第17条」を「第15条」に改め、同条第2号中「通勤し、又は」を削り、同条を第17条とする。

第21条を第18条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市旅費条例施行細則（以下「改正後の規則」という。）の

規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の規則第15条の規定は、適用せず、なお従前の例による。

4 第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日までに赴任を命じられた者の当該赴任のための旅行に係るこの規則による改正前の京都市旅費条例施行細則第18条の規定による勤務地以外の同一地域内旅行の旅費の支給については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)